

(趣旨)

第1条 この規則は、山武市奨学資金貸付条例(平成23年山武市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第6条の規定により奨学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立て、山武市奨学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて山武市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 山武市奨学資金推薦書(別記第2号様式)
- (2) 出身高等学校等の調査書又は成績証明書
- (3) 住民票の写し又はこれに代わる書類
- (4) 確定申告書等の写し
- (5) 合格通知書の写し又は在学証明書

2 奨学資金の貸付けの申請の期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、期間を変更することができる。

- (1) 第1期 2月15日から2月28日まで
- (2) 第2期 3月10日から3月25日まで

(連帯保証人)

第3条 前条第1項に規定する連帯保証人は、身元が確実で、かつ、独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する者でなければならない。

2 奨学資金の貸付けを受けようとし、又は受けている者に親権者又は後見人があるときは、前項の連帯保証人のうち1人は、当該親権者又は後見人としてすることができる。

(決定通知)

第4条 条例第7条に規定する通知は、山武市奨学資金貸付可否決定通知書(別記第3号様式)によるものとする。

(誓約書の提出)

第5条 奨学資金の貸付決定の通知を受けた者は、速やかに山武市奨学資金誓約書(別記第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学資金の貸付方法)

第6条 修学金は、4月から6月までの分にあつては4月に、7月から9月までの分にあつては7月に、10月から12月までの分にあつては10月に、1月から3月までの分にあつては1月にそれぞれ貸し付けるものとする。ただし、特別の事由により、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

2 入学準備金は、貸付決定後速やかに貸し付けるものとする。

(奨学資金受領書の提出)

第7条 前条の規定により奨学資金を受領したときは、山武市奨学資金受領書(別記第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(成績証明書)

第8条 奨学資金の貸付けを受けている者は、毎年度末には、在籍する大学の学長の証明する学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出等)

第9条 奨学資金の貸付けを受けている者又は受けていた者が奨学資金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当するときは、山武市奨学資金借受人身上異動届(別記第6号様式)に異動を証明できる書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転学、停学又は退学をしたとき。
- (3) 奨学資金を必要としなくなったとき。

- 2 奨学資金の貸付けを受けている者又は受けていた者が奨学資金の返還完了前に死亡したときは、山武市奨学資金借受人死亡届（別記第7号様式）に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 3 奨学資金の貸付けを受けている者又は受けていた者は、連帯保証人に変更が生じたときは、山武市奨学資金連帯保証人変更届（別記第8号様式）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（借用証書）

第10条 奨学資金の貸付けを受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、山武市奨学資金借用証書（別記第9号様式）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- （1）奨学資金の貸付けが完了したとき。
- （2）奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- （3）奨学資金の貸付けが停止されたとき。
- （4）死亡したとき。

（返還猶予申請）

第11条 条例第10条の規定により奨学資金の返還猶予を受けようとする者は、山武市奨学資金返還猶予申請書（別記第10号様式）に必要な書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、猶予する正当な理由があると認めるときは、山武市奨学資金返還猶予決定通知書（別記第11号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（返還免除申請）

第12条 条例第11条の規定により奨学資金の返還免除を受けようとする者は、山武市奨学資金返還免除申請書（別記第12号様式）に必要な書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除する正当な理由があると認めるときは、山武市奨学資金返還免除決定通知書（別記第13号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の規定に基づく貸付け等の申請受付その他の準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成24年1月25日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月22日教委規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月26日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。